公的年金等受給者のための所得税等確定申告相談会

公的年金等受給者で所得税等の確定申告が必要な人を対象に、確定申告の相談会を開催します。詳しくは、津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

対象地域	とき(２月) ９:30～11:30 13:30～15:30	ところ
市内全域	９日(月)、10日(火)、12日(木)、13日(金)	イオン津南ショッピングセンターサンバレー２階イベントホール
久居・一志	６日(金)	久居公民館
河芸	２日(月)、３日(火)	市河芸庁舎防災研修室
白山・美杉	４日(水)	白山公民館農民研修室

※久居公民館は駐車場が少ないため、公共交通機関をご利用ください。

公的年金等の収入金額が400万円以下の人の申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税等の確定申告書を提出する必要はありません。この場合でも、所得税等が還付になる人は、確定申告書が提出できます。確定申告書を提出しない場合は、市民税･県民税の申告をしてください。

また、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除内容に変更や追加がある場合（扶養控除の増減、国民健康保険料や国民年金などの社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの追加）は、市民税･県民税の申告をしなければ税額計算に算入されないので、それらの控除を受ける場合は、市民税･県民税の申告が必要です。

住宅を取得等した人のための所得税等確定申告事前説明会

と　き　２月12日(木)・13日(金)９時30分～11時30分、13時30分～15時30分

ところ　イオン津南ショッピングセンターサンバレー２階イベントホール

対　象　住宅を取得するなどし、平成26年中に入居した給与所得者で、次に該当する人

- 住宅取得後6カ月以内に入居し、平成26年末まで引き続き居住
- 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上
- 床面積の２分の１以上が専ら自己の居住用
- 平成26年分の合計所得金額が3,000万円以下
- 金融機関等の住宅ローン(償還期間10年以上)を利用

※詳しくは津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

市民税・県民税の申告

平成27年１月１日に居住していた市区町村で申告してください。また、確定申告をすれば市民税・県民税の申告は不要です。

昨年度、市民税・県民税の申告をした人などには１月下旬に申告書が発送されます。申告書は郵送でも提出できます。申告書へ必要事項を記入し、同封の返信用封筒に切手を貼って市民税課へ郵送してください。その際、所得や控除の証明となる資料の添付が必要です。

※申告書が届かない場合でも、申告が必要な人は申告してください。

平成27年度分　市民税・県民税申告書

所得税等の確定申告

インターネットに接続できるパソコンがある人は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で確定申告書が自宅で簡単に作成できます。作成した申告書に必要な証明書などを添付して、津税務署まで直接持参または郵送していただくか、e-Tax(電子申告)を利用して提出してください。

復興特別所得税額の記入漏れにご注意を

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告･納付することになっています。

確定申告書を作成する際は、復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください。

まずは、国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」へ

HP 確定申告 検索